

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
46	物価高騰対応生活者支援給付金(R6住民税非課税化等)の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

江別市は、物価高騰対応生活者支援給付金(R6住民税非課税化等)の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北海道江別市長

公表日

令和6年9月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	物価高騰対応生活者支援給付金(R6住民税非課税化等)の支給に関する事務			
②事務の概要	デフレ完全脱却のための総合経済対策に基づき、物価高騰による家計負担増の影響が大きい住民税非課税世帯および住民税均等割のみ課税世帯に1世帯あたり10万円の給付金を支給する。(令和5年度の実課税世帯7万円、均等割のみ課税世帯10万円の支給を受けた世帯を除く。) 【特定個人情報を取り扱う事務】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、支給要件の確認に必要な税情報等の各種情報の照会を行う。 【情報連携】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第九号。以下「主務省令」という。)に基づき、対象者の税情報等の確認のため、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報の照会を行う。			
③システムの名称	臨時給付金システム/情報連携システム/中間サーバー			
2. 特定個人情報ファイル名				
物価高騰対応生活者支援給付金受給者管理ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	○番号法 ・第9条第1項(利用範囲) ・別表第135の項 ○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号) ・第10条			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	○番号法 ・第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ○主務省令 ・第2条の表第160の項			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	健康福祉部管理課			
②所属長の役職名	管理課長			
6. 他の評価実施機関				
なし				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	総務部総務課: 千067-8674 北海道江別市高砂町6番地 ☎011-382-4141			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	健康福祉部管理課: 千067-8674 北海道江別市高砂町6番地 ☎011-382-4141			

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月3日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月3日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

變更箇所

[illegible]